

I.1 中小企業庁関係

1. 調査の範囲と趣旨

中小企業庁は、中小企業基本法に基づき、中小企業に関する施策を総合的に推進し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的として施策を講じている。2010～2012年度は、かつてない景気悪化に加えて2010年度末の震災被害の中で、一件でも倒産を増やさないよう、これまでにない最大規模の資金繰り対策を行っている。同時に中長期的にも、中小企業が発展し続けていけるよう、直面する経営課題に対応した経営力の向上や新分野への挑戦への支援を行っている。また、経済のグローバル化や人口減少といった、構造的な課題への対応も求められている。

これらのことから、景況悪化に対する緊急対策を講ずるとともに、中小企業の経営力の向上に向けた対策に加えて、成長力の鍵となる生産性を向上させ、我が国の中小企業の高い潜在力をいかんなく発揮するとともに、地域社会が潜在的な力を発揮できるようにしていくための方針および具体的施策を中心に調査した。

なお、震災対策関連施策としては「資金繰り」「事業用施設の復旧」「雇用」向けに支援策の拡充・強化が図られている。

2. 調査の結果と中小企業ならびに技術士のビジネスチャンスに対する考察

2012年度は2011年度と同じ個別施策が多数継続している。2012年度の中小企業政策の重点項目は、2011年度から継続の「震災対策」「円高対策」として「景気対策緊急保証」「セーフティネット貸付制度」などの他「中小企業支援ネットワーク強化事業（後記施策A）」等があげられている。

これらの施策によって、中小企業が事業を継続させ、将来に向けて成長力を高めていく可能性を秘めていると考えられているわけで、項目、中身は多岐にわたっている。なかなか把握しにくいのが、2つのアプローチの観点からワークする可能性が見えてくる。

- ① 支援策の受け手である中小企業へのアプローチ（デマンドサイド・アプローチ）：技術士個人として関連する中小企業またはグループに対して、a)その企業に適した具体的な施策内容を紹介して補助金の申請を勧める、b)補助金申請実務を支援する、c)申請した事業を事業的・技術的に支援する、など。

この場合の留意事項：×補助金一覧をみせて「このなかで選んでみたらどうでしょうか」。⇒○一覧のなかからその企業に適切な補助金・支援策を選び「これを申請したらどうでしょうか、お手伝いいたしましょう」。

- ② 支援策の出し手である組織へのアプローチ（サプライサイド・アプローチ）：技術士グループとして、支援策を広報・推進する組織（例：県産業振興センター）と協同して説明会を開くなど支援策を推進し、個別企業を開拓・支援する。

いずれにせよ、当方の能力ととりわけ積極性を手順と時間をかけて先方に理解して頂けるようにくりかえし提案・行動することでビジネスチャンスとなる可能性がある。

I.1.1 中小企業施策の流れ・・・「中小企業憲章への道」

I.1.1.1 中小企業および小規模企業の定義

平成 21 年 9 月 5 日の朝日新聞、丹羽宇一郎の“負けてたまるか！”の記事によると、「中小企業」という言葉が、どの程度の規模の会社を指すのかが省庁によって異なるという。また行政区分も違うとのことである。縦割り行政の弊害が現れているなどという議論は別としてここでは、よりどころとした経済産業省、中小企業庁のガイドブックによって中小企業の範囲と小規模企業者の定義を行っている。その定義は次にあげる表 I.1-1、表 I.1-2 に示すとおりである。

表 I.1-1 中小企業の定義

| 業種分類 | 中小企業基本法の定義 |
|--------|--------------------------|
| 製造業その他 | 資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下 |
| 卸売業 | 資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下 |
| 小売業 | 資本金 5 千万円以下又は従業員 50 人以下 |
| サービス業 | 資本金 5 千万円以下又は従業員 100 人以下 |

表 I.1-2 小規模企業者の定義

| 業種分類 | 中小企業政策上の定義 |
|----------|------------|
| 製造業その他 | 従業員 20 人以下 |
| 商業・サービス業 | 従業員 5 人以下 |

I.1.1.2 中小企業および小規模企業の位置づけ

今日本の直面する重要課題のうち、例えば①若年層の雇用不安定、②駅前シャッター通り、③地方での地域社会の崩壊による年配者層の買物など生活基盤の不自由さ、などは、表 I.1-3 に示すとおり従業員の 7 割を雇用して地域社会を支えてきていた地場の中小企業が立ち行かなくなっていくつつあることと無関係ではない。

表 I.1-3 中小企業の割合

| | 企業数 | 従業員数 |
|--------|--------|----------|
| ① 日本全体 | 421 万社 | 4,013 万人 |
| ② 中小企業 | 420 万社 | 2,784 万人 |
| ③ =②/① | 99.7% | 69% |

出典：中小企業庁 ポケットブック 平成 22 年度夏号

I.1.1.3 中小企業憲章への道

2010 年 6 月 18 日「中小企業憲章」が閣議決定された。その内容を説明する前に政府・行政としてこれまでどのような施策がとられてきたのか、流れを追ってみる。

1) 1999年「中小企業基本法」が36年ぶりに全面改正された。中小企業政策の目標をそれまでの「格差の是正」から「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」に変更した。それまでの「庇護すべき弱者」の扱いから、①独自の技術をもち世界へ飛躍する産業の発展を下支える加工業者、②暮らしを支える町おこしの主役の商店街、③就業機会の担い手、などの視点から意欲ある中小企業者の活性化に重点をおくこととなった。

☆政策の柱 ○経営基盤の強化

○創業・経営革新に向けての自助努力支援

○経済的社会的環境の急激な変化に対する適応円滑化のための制度整備

☆支援の具体例：IT革命、創業、中心市街対策、人材確保、セーフティネット整備

2) 2007年12月「中小企業生産性向上プロジェクト」決定

(1) 基本的認識：人口減少の下、経済成長の実現のために「個人や企業の潜在力の発揮」が必須⇒中小企業が生産性向上が必要

(2) 内容：

①付加価値の創造：(1)2000億円の新品・新サービスのための応援ファンド、(2)川下ニーズを踏まえた技術開発プロジェクト400件、(3)そのために団塊世代の企業OBを地域中小企業へ：3万人のデータベースの構築、(4)生産性向上のための500億円の投資創出

②経営力の向上：(1)ITによる財務状況・経営課題の把握、(2)事業承継と若手育成

③公正かつ効率的・合理的な事業環境の整備：(1)下請適正取引、(2)再生支援、(3)不動産担保ではなく技術力・事業の将来性に応じた融資

④サービス産業の生産性向上：(1)先進事例300選定、(2)業種ごとの生産性向上に向けた指針

3) 同プロジェクト：「2007年度(&2008年度)の実施計画」決定

4) 2008年5月23日「業種別生産性向上プログラム」決定

5) 2010年6月8日「中小企業憲章」を閣議決定：ポイントを下記に示す。

(1) 中小企業の歴史的な位置づけや今日の中小企業の経済的・社会的役割などについての考え方を基本理念として示すと共に、中小企業政策の取り組むに当たっての基本原則や、それを踏まえて政府として進める中小企業の行動指針を示す。

(2) 少子高齢化、経済社会の停滞などにより将来への不安が増している中、不安解消の鍵となる医療・福祉などの分野で、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描ける

☆内容：1.基本理念(略)、2.基本原則(略)、

3.行動指針：①経営支援、②人材確保、③起業しやすい環境、④海外展開、⑤公正な市場環境、⑥金融の円滑化、⑦地域・社会に貢献、⑧以上を総合的に推進し、政策効果を評価する。

I.1.2 中小企業庁関係施策調査の内容

「平成24年度版中小企業施策利用ガイドブック」より抜粋

I.1.2.1 中小企業政策の基本理念

(1) 政策理念

中小企業基本法の考え方は、前記の 1999 年全面改正により、政策目標が「格差の是正」から「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」に変更され、新たな産業と雇用を創出する担い手である中小企業が、厳しい経営環境を克服し、活力ある成長発展を遂げられるよう、きめ細かな対応を図ることになっている。即ち、多様で活力ある独立した中小企業者の育成・支援が中小企業政策の基本理念である。

(2) 政策の柱：そのための政策の柱は次の 3 政策である。即ち

- 経営基盤の強化
- 創業・経営革新に向けての自助努力支援
- 経済的社会的環境の急激な変化に対する適応円滑化のための制度整備

I.1.2.2 技術士に係る可能性のある施策の詳細

平成 24 年 5 月現在で編集されている「中小企業施策利用ガイドブック」による。

技術士に係わることができると考えられる施策は、数にすればかなりのものがあると思われる。これらの具体的な実施例については、各年(2005 年～2011 年)の「中小企業活性化研究会調査報告書」の「技術士の中小企業支援事例」に記述されている。

ここでは、代表例として比較的技術士に係わり易いと考えられる施策を 5 事例（A 項～E 項、その他に F 項、G 項は題目のみ）挙げる。なお「知的財産権」に係わる支援項目は「[I.2 知的財産権分野](#)」に詳述する。

- A. 中小企業支援ネットワーク強化事業：(平成 23 年度新規追加項目)
- B. SBIR 中小企業技術革新制度に基づく支援事業
- C. 戦略的基盤技術高度化支援事業
- D. 省エネ・新エネ関連技術や設備等の導入に対する支援
- E. 新事業支援施設による創業・ベンチャー支援
- F. 連携による新事業創出支援事業の例
- G：成長分野等人材育成支援事業

以下に上記の各々の政策／施策を紹介する。

参考：

☆ガイドブック：「平成 24 年度中小企業施策利用ガイドブック」

☆広報冊子：「中小企業庁広報冊子一覧」

いずれも <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>

A. 中小企業支援ネットワーク強化事業（平成 23 年度新規追加項目）

ガイドブック p27

目的 中小企業の高度・専門的な経営課題に対して、中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する巡回対応相談員や専門家が解決を支援する。（予算：約 40 億円）

対象となる方 さまざまな経営課題に取り組む中小企業等

支援内容 経済産業局が中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する巡回対応相談員＝中小企業支援ネットワークアドバイザー（以下アドバイザー）を選定し（関東経済産業局は2011.4.1 現在 196 名を選定）、アドバイザーが地域の中小企業支援機関で構成されるネットワークを巡回し、中小企業の高度・専門的な相談について中小企業支援機関とともに直接対応する。また、相談内容や経営課題に応じて、巡回相談員が最適な専門家を選定して派遣を行う。

利用方法 連絡先：

- (1) 中小企業庁 小規模企業政策室：
TEL 03-3501-2036
- (2) 各経済産業局中小企業課

参考 1：東京技術士会中小企業支援センターはこの事業の支援機関であり、ネットワークアドバイザー及びメンバーが課題解決を支援している。

東京技術士会 <http://www.tokyo-gijutsushikai.jp/>

東京技術士会中小企業支援センター

http://www.tokyo-gijutsushikai.jp/cgi-bin/member/populer_s_i_g/guide/SSC.pdf

参考 2：支援機関：神奈川県支部は関東経済産業局の中小企業支援機関に登録済。

参考 3：支援対象事業例(推定)

- (1) 新事業展開支援
 - ①経営革新、②地域資源活用、③農商工等連携、④新連携
- (2) 創業、事業再生、及び再チャレンジ等の支援
- (3) 事業承継支援
- (4) ものづくり支援 each
- (5) 新たな経営手法への取り組み支援
- (6) 知的財産経営支援
- (7) 販路開拓支援

B.SBIR 中小企業技術革新制度に基づく支援事業

SBIR：Small Business Innovation Research

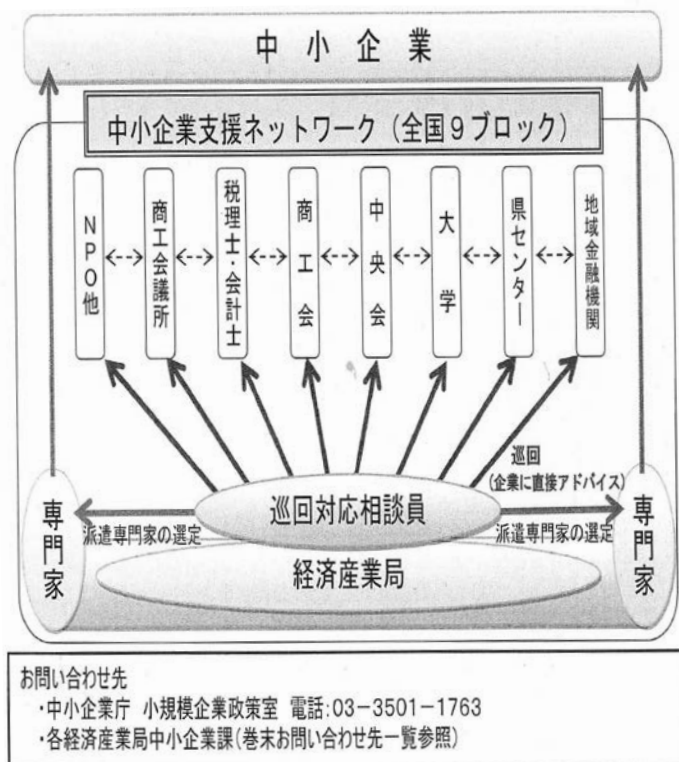
ガイドブック p36、詳しくは都道府県等中小企業支援センター(同 p203)

例：神奈川県／神奈川県産業振興センター

サイト

全般（中小企業庁：経営サポート） <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>

図 I.1-4 中小企業支援ネットワーク



特設サイト(実例など) (中小機構) <http://j-net21.smri.go.jp/expand/sbir/index.html>

よくある質問 (同上) <http://j-net21.smri.go.jp/expand/sbir/sbir.html>

目的 国等の機関が、「中小・ベンチャー企業等が活用でき、その研究開発成果を活用して事業を行えるテーマ」を選び SBIR 特定補助金として指定する。指定を受けた中小企業等が補助金等を受けて研究開発を行い、その成果を事業化する際には様々な支援策を設ける。

対象となる方 指定された研究課題に対し、実用化を視野に入れた研究開発を行うことができる中小・ベンチャー企業

支援内容

調達を行う国等の機関 7 省 (平成 23 年度計 110 項目 : 内訳 / 経産省 28 項目 + NEDO 36 項目、農林水産省 25 項目、その他は総務省・文科省、厚労省、国交省、環境省) が中小・ベンチャー企業等からの採用を見込む具体的な研究課題を提示する。応募・採択等は各省で異なる。

平成 24 年度に特定補助金に指定された事業の題目・内容は、平成 24 年 7 月にお知らせがあった。特定補助金目標額：平成 22 年度 / 440 億円、23 年度 / 451 億円、24 年度 / 453 億円(2012.6.22 閣議決定)。

参照サイト：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/24fy/0711SBIR.htm>

中小企業庁「特定補助金交付の方針サイト」:

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/24fy/0622sbir-houshin.htm>

参考：神奈川県支部の実績

神奈川県支部は神奈川県産業振興センターの委託を受けて、神奈川県の中企業に対して①この仕組みを説明し、②申請書の作成の支援を実施した 10 年間の実績がある。

HP 参照：<http://www.e-kcea.org/p/sbir/index.htm>

例：NEDO：**SBIR 技術革新事業**のケース

研究課題に対し、事前調査事業 (F/S)、研究開発事業 (R&D) の段階を経て、研究をサポートする。平成 23 年度は F/S のみ公募、公募期間：5/31~7/12。

(1) 事前調査事業 (F/S)

①委託金額 1,000 万円以内 / 年、②調査期間 6 ヶ月程度

(2) 研究開発事業 (R&D)

①委託金額 5,000 万円程度 / 年、②研究開発期間 1 年程度

利用方法 NEDO (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構) に対し、計画書を提出、応募する。

C. 戦略的基盤技術高度化支援事業

ガイドブック p30、31 及び 広報冊子「技術の高度化・IT 化・知財活用を支援します」詳しくは各経済産業局(同 p198)、

目的 重要産業分野の競争力を支える特定ものづくり基盤技術 22 技術 (鋳造、鍛造、切削加工、めっき等) の高度化に向けて、中小企業、ユーザー企業、研究機関等から

なる共同研究体によって、川下産業のニーズを的確に反映した研究開発から試作段階までの取組を行う際、委託金をうけることができる。

対象となる方 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」において経産省大臣が指定する、特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発に取り組む中小企業者で、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」の認定を受けた方。

支援内容 我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術（前記 22 分野）の高度化に資する研究開発から試作段階までを含む取組について、国から委託事業を受けることができる。

交付元：経済産業局

■ 委託金額 4,500 万円以下／1 テーマ

■ 研究機関 2～3 年

利用方法

- (1) 経済産業局に公募期間中に提案書を提出
- (2) 外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
☆平成 23 年度 応募 652 件(3/10～5/10)⇒採択 120 件(決定 6/28)
- (3) 経済産業局と契約後、研究開発を実施し、終了後、研究開発成果を報告
- (4) 経済産業局から委託費を受給

問合わせ先 中小企業庁 創業・技術課 03-3501-1816

D.省エネ・新エネ関連技術や設備等の導入に対する支援

中小企業施策利用ガイドブック p46～47、広報冊子：「省エネ施設利用ガイドブック」

中小企業庁資料サイト：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html>

資源エネルギー庁施策情報サイト：<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/index.htm>

省エネルギー対策補助サイト：<http://www.enecho.meti.go.jp/policy/saveenergy/save05.htm>

目的 効率的な省エネルギー設備や、新エネルギー利用設備を導入する際等、中小企業の環境・エネルギーへの取り組みに対して、各種支援が受けられる。

対象となる方 中小企業者等

支援内容

- (1) 省エネ・節電に資する設備導入支援・省エネ対策導入促進
 - ①エネルギー管理システム導入促進事業：BEMS の導入する際にその費用の一部を補助する（平成 22 年度追加）。
 - ②エネルギー使用合理化事業者支援事業
 - ③省エネルギー対策導入促進事業
- (2) 新エネ設備導入支援
- (3) グリーン投資減税

利用方法 下記の経産省資源エネルギー庁各課に問い合わせること。

- ・省エネ設備導入支援：資源エネルギー庁 省エネルギー対策課 03-3501-9726(直通)
- ・新エネ設備導入支援：資源エネルギー庁 新エネルギー対策課 03-3501-4031(直通)

E、F：創業・新事業の支援事業

E.新事業支援施設による創業・ベンチャー支援 デマンドサイド・アプローチ

ガイドブック p58～60

中小企業庁広報冊子「平成 24 年度起業・ベンチャーを支援します」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sogyo/index.html>

目的 創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設（ビジネス・インキュベーター）を低廉な賃料で借りることができる。

対象となる方 オフィス・工場・研究室を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人

支援内容 ①中小企業基盤整備機構が運営している 38 施設、②第三セクターが運営している 24 施設のリストあり。例：東京 ①三鷹産業プラザ(賃料月額：約 4,620 円/m²)

利用方法 中小企業基盤整備機構 新事業支援部 インキュベーション事業課(TEL 03-5470-1574)に問い合わせる。

参考 技術相談・試験などをお願いできる公設試験研究機関については、p44 を参照。

F.連携による新事業創出支援事業の例 詳細はガイドブック参照

中小企業庁広報冊子：平成 24 年度「中小企業の新たな事業活動を支援します」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shinpou/index.html>

☆経済産業局の「3つの連携事業」:

いずれもお問い合わせ先：各経済産業局中小企業課 ガイドブック p198～200

1)農工商等連携の支援 (新事業活動促進支援)ガイドブック p69～70、p160～161

(平成 21 年度から中小企業政策の重点項目)

2) 地域資源活用の促進 ガイドブック p71～72、p162

3) 新連携(異分野連携) ガイブック p33、p68

中小機構「新連携アベニュー」<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shinrenkei/index.html>

☆中小企業基盤整備機構各地域本部・事務所の支援

事業計画作りから販路開拓までの支援「新事業創出支援事業」ガイドブック p76

G：人材育成の支援事業

G. 成長分野等人材育成支援事業 ガイドブック p13～14

厚生労働省助成金サイト：<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/f-top.html>

サプライサイド・アプローチは既成の仕組みがあるので新規参入は難しいであろうが、デマンドサイド・アプローチ(事業主に勧める)の可能性はある。

健康・環境分野の事業を行う事業所と取引関係がある製造業分野(「成長分野等」という)の事業主が職業教育の計画認定を受け、実施したとき、訓練費用が支給される。